

令和2年第3回川西町 議会臨時会会議録

令和2年8月21日 金曜日 午前9時30分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

出席議員（12名）

2番 遠藤 明子 君	3番 渡部 秀一 君
4番 寒河江 司 君	5番 吉村 徹 君
6番 島 貫 偕 君	7番 伊藤 寿郎 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 淀 秀夫 君	12番 高橋 輝行 君
13番 鈴木 幸廣 君	14番 加藤 俊一 君

欠席議員（2名）

1番 井上 晃一 君	8番 伊藤 進 君
------------	-----------

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 山口 俊昭 君
教育 長 小野 庄士 君	総務課長 鈴木 浩之 君
未来づくり課 長 針 生 富雄 君	政策推進課長 遠藤 準一 君
まちづくり課 長 奥 村 正隆 君	住民生活課長 佐藤 紀子 君
福祉介護課長 大滝 治則 君	健康子育て課 長 金子 征美 君
産業振興課長 井上 憲也 君	農地林務課長・農業委員会事務局 長 内谷 新悟 君
地域整備課長 奥 村 邦彦 君	会計管理者・税務会計課長 後藤 哲雄 君
教育総務課長 淀 野 芳広 君	生涯学習課長 安部 博之 君
農業委員会 長 大沼 藤一 君	監査委員 島 貫 憲明 君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和2年8月21日 金曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第55号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認に
ついて

日程第 4 議第57号 川西町商工業振興資金融資制度基金条例の設定について

日程第 5 議第56号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は2名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番神村建二君、10番橋本欣一君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議第55号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第4号)の専決処

分の承認について

○議長 日程第3、議第55号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第55号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

議案書を読み上げさせていただきます。

令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

本日付、提出をさせていただきました。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、私より議第55号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるる。

令和2年8月21日付、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、専第6号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月12日付、町長名でございます。

めくっていただきまして、議案の内容でございます。

令和2年度川西町一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億4,753万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債変更による。

令和2年8月12日付、町長名でございます。

まず、本補正予算書の3ページをお開きください。

3ページに、第2表地方債補正、掲載をしておりますので、まず、この説明を申し上げます。

起債の目的、災害復旧事業、補正前はお覧のとおりでございますが、これに比較いたしまして、今回の補正では限度額を2,570万円増額させていただきまして、2,660万円とし、合計額は26億180万円とするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては、本予算書の4ページのほうをお開きいただき、内容については概要書をもってご説明を申し上げたいと思います。

概要書のほうをお覧いただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、災害復旧事業費補助でございますして、補正額を2,939万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございます。農業施設災害復旧事業測量委託費として900万円、民有林林道災害復旧事業測量委託費等といたしまして499万9,000円、この内容につきましては、補正予算書の4ページの2目林業施設災害復旧事業費に、委託料に199万9,000円、工事請負費に300万円、合わせて499万9,000円とするものでございます。

続いて、概要書の3点目、公共土木施設災害復旧事業測量委託費として1,540万円とするものでございます。

合計いたしまして、歳出2,939万9,000円でございます。

その歳入でございます。

まず、国庫支出金といたしまして252万円、林業施設災害復旧費負担金といたしまして、林業関係の施設の工事費として300万円見込んでございますが、その84%相当、252万円を計

上してございます。

続いて、3の町債のほうから申し上げます。

農業施設災害復旧事業債、これにつきましては、農業施設復旧事業費として計上いたしました900万円の90%、9割相当額を計上するものでございます。

林業施設災害復旧事業債、これにつきましては、先ほど林業施設の国庫支出金としての負担金を工事費から除く残額と委託費として計上いたします額の合計額の90%、9割相当分、220万円を計上してございます。

公共土木施設災害復旧事業債、これは1,540万円、100%計上させていただいております。

その合計、町債として2,570万円でございます。

そして、2番の繰入金でございますが、国庫支出金、町債で充当させていただく、その残る部分につきましては、財政調整基金からの繰入金から117万9,000円充当させていただきたいと思っております。

なお、本件の箇所づけでございますが、まず、農業施設災害復旧事業としては、町内、災害を受けた部分が大変広範囲ということもあり、これから査定等を受けていくわけでございますが、町内6か所を測量するとして、900万円を計上させていただいております。

また、民有林林道災害復旧事業といたしましては、内山沢林道に係る測量委託と復旧工事として499万9,000円を計上させていただいております。

公共土木施設災害復旧事業といたしまして、町道榎沢線測量委託、町道温井線測量委託、町道矢の沢線測量委託、町道一本松大沢口線測量委託並びに山口沢川2か所の測量委託、計6か所の事業を見込み、1,540万円として計上させていただいているものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 見えないのかな、議長席から。こういうふうに手を挙げたんだけど、何度も手を挙げないと分からない。お願いしますよ。

ちょっと、前に誰もいないからマスク取りますね。

○議長 議長を指名する場合は、議長という項目が議会運用例に入っておりますので、その辺はよろしく願いします。

○12番 分かった分かった、余計なこと言わなくていいから。テレビ入っているんだから。

ちょっと、前に誰もいないからマスク取りますね。

専決処分について、私、過日の全員協議会で申し上げたのは、これは町民の皆さんに分かってほしいんです。専決処分というのは、これは町長のいわゆる特権事項ですよ。しかし、三権分立というのは、私、何遍も言っているんですよ。町民の皆さんも聞いていただきたい。つまり、議会が形骸化されているということを、議長、言っているんですよ。

加藤議長、あなたは立法府のトップですよ。つまり、先ほど議運委員長の橋本欣一君の議会の進め方ありましたね。これで申し上げているのは、今日の提案の内容については、3日前に説明があったんですよ、我々に全員協議会で。しかし、3日間の中で、町民の、いわゆる我々代弁者でしょう。町民の意見を聞く、そのいとまはやっぱり与えてほしいですよ。

原田町長、これ、あなたに言っているんです。そうでしょう。あなたのほうの行政の都合はわかりますよ。町民に対して、スピードアップして、早めにお答えをしていくと、安全・安心を守ると。これは同じなんです。専決処分のことについてですよ。今、専決処分を提案されているわけですから。ここの定義なんですよ。

それから、担当課長の針生君、まだ、針生課長にいきますけれども、今、議会を開くいとまがないのでという、ないと思うのでということでしょう、正式に言えば。これは誰が返事したんですか。加藤議長が1人で、急に言われても議会は開けないから、いいよ、専決処分ということが仮にあったとすれば、これは議会の形骸化ですよ。これはけしからん。何かの機会に検証しましょう。ほかのこともあります。今日は申し上げませんが。

例えば、会派の問題なんかも、会派、会派で、ある会派なんか、会派で町長室に行ったんという、これまだ触れないです。あまり離れるとね。

専決処分に戻ります。私は、議員必携、即席で見たんですよけれども、こういうものがあるんです、地方自治法のいわゆる。この中に承認権と、町民の皆さん、あるんですよ。承認権というのは、我々議員の権利なんです。しかし、これは議会の総意でなければ物を言えないというふうになっているんです。つまり、14人で寄ってたかって、半分以上が賛成でなければ言えないんですよ、町長には。ところが、町長というのは、自分の判断でできるんです。ここの大きな違い。

ですから、我々議員なんていうのは、大変失礼な言い方ですけども、弱いものなんですよ。しかしこれは、与えられた、当選させていただいた以上、これは言わなきゃならない、発言する権利があるんですよ。そういうことで申し上げます。

町長、この専決処分について、私は、過日ちょっと言い足りなかったのは、針生君、何でも悪いと言っているんじゃないんですよ。しかし、ちょっとキャッチボールができるでしょ

うと。こんなことで急ぐものだから、町民の安全・安心を守るには早めにやりたいんだと、こういうキャッチボールはお願いしたいものだ、こういうことなんですよ。この前ちょっと言い足りなかったこと、それだったので、今言っているんですよ、テレビの前で。

私は、原田町長のやることに何でもかんでも反対しているように町民が言う人がおりますけれども、違うんですよ。安全・安心を、町民の財産を守る、これはみんな同じなんです、原田さんも私も、あるいは、そこに座っている加藤俊一君も同じなんです。ただ、そのやり方の方の方法については、それぞれの権利なり権限なり、そして、地方自治法で言われている分担ですよ。それを私は言っているだけなんです。ですから、それ以上はやめます。針生君に対してはやめますけれども、原田町長、ちょっとお答えいただきたい。あなた、どこか見ていないでよ。

最近形骸化されている、あなたの答弁によっては、私のこれからの発言なり行動については、ちょっと考えなきゃならない。あなたの個人的な約束であります。しかし、それを超えなければならない。今言った三権分立、承認、専決処分、今回の提案の専決処分について、私はそういうことを言っているんです。

繰り返しになります。反対はしていないんです。ただ、三権分立でお互いの立場というものを尊重していただくとすれば、もう少し配慮、つまり時間的なもの、あるいは町民に相談をする時間、考える時間、これは、お与えをいただきたいというふうに頼む立場じゃありません。権利としてあるわけですけども、お互いに、その辺やりましょうというふうな内容について、ご理解いただいたのかどうか。これについて、原田さん、これだけでいいです。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員からご発言いただいたように、我々が独断専行で執行するわけではございませんし、議員の皆様、町民の皆さんのご理解をいただいた上での執行ということになりますので、そのことは十分、今後とも配慮させていただきたいと思えます。

7月28日、29日の豪雨災害は、本当に県内が特別災害の指定を受けるような大きな災害となりました。本町内でも出水時期で、緊急を要する部分がありましたので、7日の総務文教常任委員会、11日の産業厚生常任委員会でも、事前に内容等についてご説明申し上げながら、18日の全員協議会を迎えたところでございます。十分説明が足りないということについては反省しながらも、内容については、ご理解賜りながら進めてまいりたいと思っております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 原田さん、あなたとの約束はほごですよ、ほご。原田さん、あなたとの個人的な約束はほごですよ。私はね、町民の皆さん、独断と偏見でやっているなんて一言も言っていないですよ。原田町長の今の答弁を聞けば、さも独断と偏見でやっていることについて、私が議員として、何か叱責をしたというか、何か質問したようなことになるんでないですか、原田さん。そこがあなた、駄目だと言っているんですよ。

だから、私は、今言ったようなことだということだけでいいと言っているんですよ。原田さん、なかなかそこ直らないの、あなた。その裏には理由があるんですよ。今日は言いません。一般質問で言います。その理由、徹底分析。町田の花の園から始めましょう。

以上です。

いいですか、専決処分、これはいいんですよ。町民の皆さんの安全・安心、財産を守る。しかし、我々議員の権利、ここの部分は尊重いただきたいものだと、頼むことではないんですけれども、当然のことですけれども、お話をしているにもかかわらず、独断と偏見でやっているんでないと。私はそんなこと言っていないよ。あなたの答弁の議事録を見れば、独断と偏見でやっていることについて私が叱責し、指摘をしたように残りますよ、これ。とんでもない。あなたとの約束は今日限りほごです。

以上です。

○議長 ほかに。

7番伊藤寿郎君。

○7番 7番です。

私からは、公共土木施設災害復旧事業の山口沢川①測量委託、②測量委託について、確認でお聞きしたいところでございます。

山口沢川につきましては、昨年10月の台風19号で、私の覚えているところでは5か所ぐらいの復旧・復興の工事があったと記憶しております。今回、この2か所測量委託するに当たり、全協のご説明の中では、上流側ということをお聞きしておりましたけれども、やはり山口沢川と聞くと、町民の方々、議会もそうですけれども、またかというふうな感じになってしまうんですね。

上流側といっても、前回の、去年の10月に復旧になった部分にこの箇所がかかっているかどうかという、まず確認が一つなんですね。もし、今回きちっと、こういった形の、早急な測量から施工という形になると思うんですけれども、やはり町民の、町の安心・安全の観点から、普通に、また新たにというか、工事を、本当に強靱化できるような工事になるような

ことを私たちも期待したいと思いますので、先ほどの箇所の確認だけ、もう一度ご説明願いたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 山口沢川の今回の災害の復旧の場所でございますが、全部で5か所堤防が破堤をしております。公共土木災害復旧事業につきましては、100メートルの範囲内であれば、一緒に1か所ということで申請できますものですから、それを集約して、3か所の部分1か所と2か所の部分1か所ということで、今回2本ということでの申請ということで調査をするということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第57号 川西町商工業振興資金融資制度基金条例の設定について

○議長 日程第4、議第57号 川西町商工業振興資金融資制度基金条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第57号 川西町商工業振興資金融資制度基金条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障を来している町内の中小企業者を支援する基金を創設するため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、ご説明申し上げます。

議第57号 川西町商工業振興資金融資制度基金条例の設定でございます。

では、お手元の概要書により説明申し上げます。

まず、1の設定の趣旨でございます。町内の中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、山形県商工業振興資金融資制度を利用した者に対しまして、利子及び保証料を補給する事業の財源に充てる基金を積み立てるため、本条例を設定するものでございます。

2の設定の内容でございます。国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から必要額を基金に積み立て、管理及び運用することについて定めるものでございます。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

4の山形県商工業振興資金融資制度、こちらの説明を申し上げます。

(1) 融資対象者は、新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比べ30%以上減少し、かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比べ30%以上減少することが見込まれる中小企業者でございます。

(2) の融資限度額でございます。5,000万円でございます。ただし、最近1か月の売上高が前年同期に比べまして50%以上減少し、かつ、以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比べ30%以上減少することが見込まれる中小企業者においては2億円でございます。

(3) の実施期間及び貸付期間でございますが、実施期間は令和2年3月16日から8月31日まで、貸付期間は10年以内、うち据置きは2年以内でございます。

(4) の利率及び利子補給率でございますが、利率は1.6%の固定型、利子補給率は町が0.5%、県が0.5%で、金融機関が0.6%となっております。

続いて、5の中小企業保証料補給金制度（セーフティネット保証（4号））の説明を申し上げます。

(1) の制度の概要につきましては、自然災害等の突発的理由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり、国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通

常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度でございます。

では、裏面に移ります。

このたびの新型コロナウイルスの影響で経営安定に支障を来している中小企業者の救済措置としまして、全国47都道府県からセーフティネット保証4号の指定要請があり、経済産業省が令和2年2月28日に発動を決定したものでございます。

(2)の対象要件につきましては、原則として、最近1か月の売上高が前年同月に比べまして20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比べ20%以上減少することが見込まれる中小企業者となっております。売上高等の減少につきましては、町長の認定が必要でございます。

(3)保証内容でございます。対象業務は幅広い業種を対象、保証額は最大2億8,000万円、保証率は借入債務の100%でございます。

(4)対象者及び保証料補給率でございます。対象者は、新型コロナウイルスの影響によりセーフティネット保証4号の認定を受け、かつ、山形県商工業振興資金融資制度を利用した中小企業者となっております。保証料の補給率は基準利率0.80%の42.5%となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第56号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第5号)

○議長 日程第5、議第56号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第5号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、

本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第56号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第5号）を提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,137万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7,890万9,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、私から議第56号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第5号）をご説明申し上げます。

議第56号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,137万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億7,890万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和2年8月21日提出、町長名でございます。

まず、本補正予算書の3ページをお開きください。

まず、債務負担行為の補正について申し上げます。

第2表債務負担行為補正。

商工業振興資金融資制度利子補給、期間は令和3年度から令和12年度まで、限度額を令和2年度の融資残額の年1.0%で計算した額となります。

続きまして、本補正予算の内容でございますが、本日、資料といたしまして、概要書を2種類準備させていただいております。通常、補正予算等の説明として、概要書として縦型のものをご準備いたしておりますが、そのほかに横型で、同じく概要書でございますが、本補正予算の事業の内容につきまして、款項目ごとに並べ替えたものを準備いたしましたの

で、まず、この横型の概要書のほうで内容をご説明申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、資料の1番から事業名、あと事業の主な内容、そして補正額を申し上げたいと思います。その右側に財源内訳ございますが、こちらのほうはお読み取りいただきたいと思ます。

事業名として、1番、コロナ感染症対策備品整備事業でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品の整備を行うものでございまして、514万9,000円でございます。

2番、公共施設Wi-Fi環境整備事業、避難所として利用します施設を含む公共施設への公衆Wi-Fi環境の整備でございます。1,175万7,000円。

3番、協働のまちづくり事業、各地区交流センターにおける感染症対策に要する経費への支援でございます。140万円。

地区交流センター管理運営事業として、玉庭地区交流センター会議室の換気促進に係る整備でございます。75万5,000円。

生活困窮者等「食」の支援事業、山形県社会福祉協議会が実施いたします生活福祉資金の貸付決定を受けている生活保護を除く世帯への米60キログラムの支給でございます。これは、県との協調事業と概要に付しておりますが、県と県内各市町村との協調事業というものが予定をされておまして、その事業につきましましては、このように事業の概要のところに県との協調事業と付させていただいております。これが52万9,000円。

続いて、6番、民生委員に対するマスク等の配布事業、民生委員、児童委員及び主任児童委員への感染予防のためのマスク等の配布でございます。20万1,000円。

7番、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後デイサービス支援事業については、感染症拡大の影響に伴います特別支援学校等の休業による利用者負担増額分への支援でございます。30万円。

続いて、次のページをご覧ください。

8番、生きがい交流館施設維持管理経費でございます。生きがい交流館の換気促進等に係る整備を図るものでございまして、333万円でございます。

9番、地域子育て支援事業、子育て支援センターの換気促進に係る整備でございます。8万9,000円。

10番、放課後児童クラブ運営事業、これにつきましては、児童関係施設職員の感染リスクを伴いながら保育等を行っていることから、慰労金を給付する事業でございます。これは県

との協調事業でございまして、161万6,000円でございますが、放課後児童クラブを対象にしたものでございます。

この事業につきましては、同様の児童関係施設となります11番の事業、これは小規模認可外子育て支援センターを対象にしたもの、12番、これは保育所を対象としたもの、それぞれ126万3,000円、343万4,000円、そして、幼稚園を対象にする事業につきましては、30番の事業のほうに記載をしております。内容については、対象施設が異なりますので、予算計上科目が異なるため、4つの科目に分けて記載をしておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

続いて、元に戻っていただいて、13番、小松保育所施設整備事業、小松保育所遊戯室の換気促進に係る整備でございます。13万6,000円。

14番、健康検査・各種検診事業、各種健診会場等における感染予防対策でございます。5万円。

15番、園芸大国やまがた産地育成支援事業、これについては、感染症の影響により大幅な減収となった町内アルストロメリア生産者への支援でございます。453万6,000円でございます。

16番、さくらんぼ緊急価格安定対策事業、これも同様に、感染症の影響により平均価格が再生産価格の9割を下回った際の差額の一部補助でございます。66万8,000円でございます。

続いて、17番、かわにし農畜産物消費拡大キャンペーン事業、感染症に伴います花卉や牛肉等の農畜産物の価格低迷により経営が深刻化した生産者への支援といたしまして、2つのメニューを準備いたしました。

一つは、かわにし花いっぱいプロジェクトでございます。小・中学校、幼児施設への町内産挿花の設置でございます。9月から3月までを予定するものでございます。

もう一つは、出生、婚姻届をした町内在住者に米沢牛・花卉セットをプレゼントするものでございます。1セット1万5,000円を予定し、出生については4月28日から3月31日までを対象といたします。婚姻については4月1日から3月31日までの婚姻を対象といたします。

出生については、4月28日を基準日といたしましたのは、前日の4月27日を基準日とする定額給付金の事業もございましたので、そこに該当しない4月28日以降にお生まれになった新生児を対象とするように考慮したものでございます。215万4,000円でございます。

18番、肥育経営支援対策給付金事業、感染症による牛肉価格の下落及び飼料代の高止まりにより経営が逼迫する生産者への支援として、1頭当たり餌代1万5,000円を給付するもの

でございます、744万円。

19番、肉用牛肥育経営緊急支援事業でございます。これは、感染症による牛肉価格の下落により経営が逼迫する生産者への支援といたしまして、現にあります肉用牛肥育経営安定交付金、通称牛マルキン制度への上乗せ支援でございます。牛マルキン制度は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を補填するものでございますが、その補填されない1割を県と町で給付をするものでございます。対象は、3月から10月までに出荷された牛を対象といたしますが、現時点では、7月分までは実績が把握できるわけでございますが、8月から10月については、これまでの状況を考慮し、算定をさせていただきました。189万8,000円でございます。

続きまして、20番、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業でございます。これにつきましては、既に、これまでに取り組んでいる事業もございまして、まず1番、川西町持続化交付金でございますが、この内容を要綱改正をし、取り組むものでございまして、改正する主な内容として申し上げますと、対象期間を12月まで延長するものでございます。また、対象となる事業者の前年同時期との比較で、売上減少率を30から20%とするものでございます。交付額についても、個人事業者については50万円とするもので、法人事業者についても100万円とするものでございます。

総事業費として見込むものは、これまでの第1弾から補正予算第3弾までの算定ですと、約8,000万円を見込むものでございますが、うち、既決いただいておりますのは2,810万円でございます。そして、さらに郵送料等の事務費も含みまして、補正額としては、この事業につきましては、5,220万円を見込んでございます。

続いて、新型コロナ対策宣言店応援事業として、1万1,440円を見込んでございます。

続いて、川西町新生活様式対応支援交付金でございます。小規模事業者が新生活様式対応に要する費用への支援でございます。事業費としましては、県との協調事業でございまして、県と調整し、内示を受けている額といたしましては、3,538万4,000円となります。

続きまして、川西町オンライン化促進支援交付金でございます。中小規模事業者の事業継続に向けたオンライン化促進に要する費用への支援でございます。これも県と調整し、県から内示を受けている額が300万円でございます。

続きまして、川西町事業承継・雇用継続奨励金でございます。感染症により影響を受けた事業所が事業継続と雇用を守るため、事業を承継するものへの支援でございます。個人型、法人型ございまして、それぞれ50万、100万、それぞれ1件ずつを計上させていただいてお

ります。

続きまして、ここから4つございますが、これについては、コロナ感染症により経済対策の経済支援が必要とされておりまして、そのため、商工業を支援する枠組みを県のほうでつくってまいりました。現行の融資については、有利子制度がございますけれども、それとは別に、商工業振興資金制度に10年以内の無利子枠を県が設定をしているところでございます。その関係で、ちょっと前後しますが、2つ目の商工業振興資金融資制度利子補給金について、本町では584万円を計上しております。この融資制度を受けるためには、セーフティネット4号の保証の認定を受け、信用保証協会の保証料というのが必要になってまいりますので、既存の制度とは別に、コロナ対策として別に予算措置をするもので、それがこの上の中小企業保証料補給金でございます。それが、県からの内示額としては235万円計上させていただいております。

そして、下の中小企業保証料補給金積立、商工業振興資金融資制度利子補給金積立、こちらのほうは、先ほどご可決をいただきました基金のほうに積み立てるものでございまして、まず、中小企業保証料補給金積立は2,115万円、商工業振興資金融資制度利子補給金積立は2,628万円を積み立てるものでございます。

続いて、5ページの21番、ダリヤ園管理運営事業では、ダリヤ園開園に伴う感染予防経費として84万6,000円。

22番、小学校施設空調設備整備事業で、小学校の換気促進に係る整備として、犬川小、玉庭小、小松小への各工事を実施してまいるものでございまして、1億1,861万1,000円でございます。

続いて、23番、小学校保健特別対策事業、学校保健特別対策事業に係る学校における感染症対策及び子供たちの学習保障のため、小学校で取り組む事業への支援でございます。603万1,000円でございます。

続いて、24番、小学校コンピューター等整備事業でございます。これについては、小学校に端末540台、こちらのほうを整備し、運用するものでございます。4,264万9,000円でございます。

続いて、次のページに移ります。

25番、小学校給食業務、こちらは給食調理室の換気促進に係る整備でございます。98万8,000円でございます。

26番、中学校スクールバス運行管理経費、スクールバスの更新1台を行うものでござい

す。また、感染予防の作業と増便に伴う人件費の増額分も合わせまして、2,203万8,000円でございます。

27番、中学校保健特別対策事業、学校保健特別対策事業に係る学校における感染症対策及び子供たちの学習保障のため、中学校で取り組む事業への支援として157万1,000円でございます。

28番、中学校施設空調設備整備事業、感染症予防のため、川西中学校の音楽室の換気促進の整備でございます。355万3,000円。

29番、中学校コンピューター等整備事業、これは中学校に端末327台を整備するものでございます。2,426万4,000円。

30番は、先ほど触れさせていただきましたが、児童関係施設職員の慰労金でございます、幼稚園の分でございます、166万7,000円。

31番、芸術文化振興事業、これは、小学校の芸術鑑賞会移動用のバス借上げとして33万5,000円。

32番、川西町交流館整備事業、交流館の換気促進として15万円。

33番、フレンドリープラザ管理運営経費として、貸出本の除菌ボックスの整備でございます。69万5,000円。

34番、フレンドリープラザ施設整備事業で、フレンドリープラザの換気促進等で97万4,000円。

続いて、7ページに移りまして、35番、町民体育館整備事業で、町民体育館の換気促進等に係る整備で、空調設備の設置、網戸の設置、換気扇の設置で1,258万6,000円。

以上で、事業費の合計といたしまして、4億3,137万9,000円でございます。そのうち、本町への国からの地方創生臨時交付金、コロナ対策として内示を受けております3億4,693万9,000円を充てさせていただきました、そのほか、国庫支出金として3,517万6,000円、県支出金として3,420万9,000円、寄附金として株式会社殖産工務所様からの300万円を充てさせていただいて、一般財源として1,205万5,000円で、本補正予算を計上させていただいております。

なお、この欄の下の欄につきましては、臨時交付金以外の国庫支出金の内容と金額並びに県支出金の内容と金額を計上しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、最後の8ページ、お聞きいただきたいと思っております。

新型コロナウイルス対策として、こうして補正を提案させていただいておりますが、これ

までのコロナ対策としての、しかも臨時交付金を活用させていただいた分としての予算額をここに計上させていただいております。

まず、5月7日に議決いただきました一般会計補正予算（第1号）、これは第1弾対策として、3,312万9,000円をご可決いただいております。5月25日議決ということで、一般会計補正予算（第2号）、これを第2弾対策として1億326万3,000円、この2つにつきましては、国の第1次の臨時交付金として内示を受けた分を充てさせていただいております。

今回、補正予算（第5号）といたしまして、第3弾として、国の第2次の臨時交付金を活用させていただきまして、4億3,137万9,000円の事業をご提案申し上げているところでございます。合わせまして、臨時交付金の活用分としての事業費といたしましては、5億6,777万1,000円となるものでございます。

なお、下の段につきましては、コロナウイルス対策で、臨時交付金を財源としない事業ということで、5月7日に議決をいただきました第1号補正の中で、特別定額給付金1人10万円の給付事業と、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業がございました。これは児童1人1万円でしたが、こちらほうについては、臨時交付金ではなく、それぞれの事業に特化した国庫支出金を充てさせていただいておりますので、別掲、別に挙げさせていただいております。それぞれ15億880万円、1,919万円という国庫支出がなされているところでございます。

以上含めまして、説明とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 テレビが帰っちゃったんで、ちょっと残念なんですけれども、町民の率直な感想を聞く機会が多いので、ちょっと申し上げたいと思います。

今回、コロナに便乗してという言葉を使うとお叱りを受けるか分かりませんが、言えば便乗ですよ。そういう観点から、ある町民の話ですよ、私が言っているんでない、ある町民の話なんです。例えばコロナ対策の関係、針生課長からありましたけれども、偏っているのではないかと。

つまり、例えばですよ、例えばも言わないほうがいいかもしれませんが、この際ですから、一つの、町民の声ですよ、町民の声を申し上げたいと思います。黒ベコが無くなったと、この肉を処分しなければならぬと、大変だと。コロナに便乗してやっているなというような、なるほど、そんなことではないと思うけれども、そうかと。それから、ほかのこと、何かあ

りますよね。そんなことも耳にします。

我々は、様々な情報がありますけれども、これを、私なんかは反原田町長、野党というふうに名乗っていますから、私に質問する方は、あるいは問いかける方は、原田町長のあら探しを楽しみにしている方が多いんです。そういう支持者が大体、100%じゃないけれども99%です、私の場合ね。しかし、間違っていることを言っただけは、これ問題ですから、私も毎月26万5,000円頂いています。腹やめでも休んでも26万5,000円、ボーナス2回もらうわけですから50万ですね。大きいですね。

でありますから、責任を持った、やはりちゃんとした調査研究をし、足まめに調べてから申し上げております。いいものはいい、悪いものは悪いと、こういう立場です。でありますから、そのような、一部の町民の声かどうか分かりませんが、誤解があれば、いわゆる説明をする。わざわざ説明しなくても、これは行政側、原田町長側の針生課長にだけ申し上げるのではなくて、我々も共にやっていかなければならない大事な世論形成といいますか、まちづくりの基本中の基本だと思います。信頼関係がなければ税金も納めないわけですから。私なんか、滞納したり、差し押さえられたりもしているわけですが、納める気があるわけですし、納めなければならぬわけですね。これは当たり前、納めなければ、当然の手続が来るわけでありまして。

そういう中で、納める中であっても、信頼関係ですよ、針生課長ね、あなたの答弁要らない。そういうこと、信頼関係なんです。そういうことで、今のようないいこと、コロナに便乗してということではないけれども、そういう声があることもちょっと紹介しておきたいと思っております。

それから、今日、山新さんも来ています、ほかの、どこの新聞屋さんか分かりませんが、報道陣が1人。ここで、報道関係、ちょっと注文つけておきたいんですよ。つまり、今日のこと、明日の新聞に出るでしょう。そうすると、4億、5億の川西町は補正予算、そういう見出しをまず見ますよ、これ新聞。そうすると、よくやっているな、原田町長、金がないというけれども5億の補正予算だよ、大したもんだと、ここだけ見るわけですよ。

しかし、この問題、原田町長、これちょっとあなたにお尋ね申し上げたい。安倍総理も、野党の方々も、何かくっついたり離れたりしていますけれども、格差という言葉、格差是正、日本共産党も一生懸命言っていますよ、格差。今回こそ、格差というのは都会の、東京の、そっちのほうの関東の話かなと思ったら、この3市5町の中でも格差というものが明確に読み取れるわけでしょう。つまり、コロナがそれを立証してくれたと思うんですよ。

これ、山新さんなんかよく、読者が多いから、ちょっと研究して記事を書いていただきました

い。これ、個人的に言っているんじゃない。つまり、4億、5億の補正じゃなくて、隣の町の、例えば白鷹町は、よく一つの例で紹介しますが、佐藤誠七町長、個人的に紹介しているんでなくて、白鷹ですよ。いわゆる、よく言う標準財政規模の貯金、財調が18%からあると。こういうところはどんどんどん、国・県の支援がなくても、足りない部分ですよ、国・県の支援がないという言葉はちょっと問題でしょう、足りない分。これは、貯金がありますから、町長の判こでどんどん対応できるわけですよ。ところが、本町の場合、俗に言うですよ、俗に言う、原田町長の貯金より少ないんだもん、川西町の財政調整基金というのは。恐らく、それ以上言うと、加藤議長に怒られると悪いから、一つの分かりやすく言っているんですよ。そういう中では、山新さん、これ、やっぱり対応できないんですよ。そうでしょう、針生君、やりたくても。

ですから、私は今、報道陣の固有名詞をあえて挙げたのは、町民の皆さんにも、テレビは入っておりませんが、独自にやれる分は幾らなんだと、これがチェック、大事なんですよ。

今回、全員協議会って前段ありましたけれども、3日前、1週間前ですか。4億何がしの補正ということで明日の新聞は出ますよ。しかし、その中で、1,000万ぽっきりでしょう、町で出せるのは。これ、いわゆる貯金があれば、2,000万、3,000万と出せるわけですよ。また、出してほしいものもあるんですよ、これ。ここですよ。ところが、ないの、私ども分かっていますから、無理は言いませんよ。

ただ、ない中でも順番ですよ、教育長、順番。子育てということであれば、教育長、頑張っているのかな、三役会議で。これは、そっちも大事だけれども、将来の子育てには、国でも出すと言っているんだと。我が町では、小野さんね、これ足りないんだと。ちょっと、小野さんからも答弁聞きたいね、1回。子育ての関係もありますから。そんな予定していなかったような、あなたから聞きたい。ここは頑張ったんだと。ここは国と県、対応していただいておりますけれども、ここは私が頑張ったんで、川西町独自の子育て事業、教育に関しては、これやったんだと、こういう紹介されるものありますか。お尋ねしたい。

また、戻ります。独自にできなければできないなりに、当たり前ですよ、庁舎30億で建てて、これ借金ですから。この借金、誰が出すんですか。恐らく私の息子の代でしょう。私も生きているうちは、少しは出さなければならない年代だと思います。しかし、大きな借金をみんなでいいとしたわけですから、その分、どこさしわ寄せ、当たり前ですよ、これ。町民の皆さん、我慢してくださいよ。

しかし、ここはという、教育長、あなただけに絞ります、今日。ここは、今苦しくても、借金しても、配ってきても、こっちやめてもここはしないという、これあるでしょう。そんな議論されましたか、ちょっとお尋ねしたい。

まず基本は、ないものはないんですけれども、町民の皆さん、4億は原田町長の力でやったんじゃないんですよ。国、基本、そして県ちょこっと、町はよくよくということですよ。小野さん、ちょっと聞きたい。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 このたびの小学校と中学校の児童・生徒1人につきまして1台のパソコンを用意するというふうなことであります。これが大きな教育委員会としての対応であります。

これにつきましては、4月、5月の学校の臨時休業があります。授業がどんどん遅れていくと。そういった中で、オンラインを、やはりこの川西町でもしっかりやっていかななくてはいけないというふうなことで強く申入れをし、一斉に整備をお願いしたという次第でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 マスク取りますね。

小野教育長、高給を頂いているわけですから、今の答弁ですと、高給をもらっている者に匹敵する仕事をされているようです。

そこで、教育長、さらに、やっぱり予算づけの場合に、基本的な考え方ですよ。やはり、将来、今、何というんですか、在宅で仕事をされるものについては……テレワーク。教育長、そういう時代に対応、逆に、コロナで大変だということだけじゃなくて、それをプラスに切り替えていくという、そういうような、何というか、訓練といいますか、あるいはそういう態勢、そういうことなどもあるのかもしれない。いわゆる駄目だという見方じゃなくて、プラス思考で見ながら。

ぜひひとつ、教育長、そういう意味で、かなり教育については、小・中学のそういう情報については、若干小野先生は疎いようなんですけれども、子育てという基本からいけば高等教育も同じです。今は小・中学校を預かっているわけですから、そういう意味で、このコロナということを見つつ、駄目だ、大変だということだけじゃなくて、先ほど議運委員長あった、テレワーク、そういうようなものに対して、今から育てていくための一つのワンステップだと、いいきっかけだという見方もあるかもしれない。そういう意味で、頑張っしてほしいものだというふうに思います。

るるありますけれども、長くなりますから、以上でございます。ただ、教育長からお言葉があれば、簡単でいいですよ。そこで、今申されたことについては、町独自の金は幾ら入っているんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 今、議員からありましたとおり、今後の将来を見通した中で、コロナ関係で新しい生活様式というようなのが様々な面で見られておりますが、教育の面につきましても、新たな時代を担う人材というのをいかに育成していくかというふうなことで、非常に、国をはじめ、大きなうねりになっているという次第でございます。

コンピューターの整備というのはハードの整備でございますが、その裏には、ソフトの整備といいますか、充実が求められておまして、その辺のところをどンドン前倒ししながら進めていきたい、今回の国の予算を有効に活用していきたいと、そんなふう考えている次第でございます。

最後に、町というふうなことありましたが、このハード整備については、町のお金は使っておりませんが、それ以外の、これはハードの部分でございますが、ソフトについては、今後とも町の予算をいただきながら充実を努めていきたいと、そんなふう考えております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 教育長、今日は丁寧に、教育長に対しては、印象よく別れたいと思いますので、申し上げておきますけれども、今言ったことですよ。つまり、恐らく、私はそのことは調査していませんけれども、研究していませんけれども、町独自、市独自にプラスアルファで対応している市町村、全国にあると思うんですよ。そこを全部まねすることはできませんけれども、そこをひとつ目標にしながらやっていただくと。ぜひ、そこを目指してやっていただきたいなど。それが、いわゆるまちづくりの基本になっていくわけでしょう。

そのようなことで、計数的なことは、教育長、親分なんだからそんな言わなくて、あと淀野君でいいわけですけども、そういうことで、今言われた今回の内容は、先ほど教育長が答弁された内容は、国からあるものを受けて対応したということだけでしょう。私の質問には、そういう意味では答えていないわけです。町独自の分についてというふうに言っているわけですが、今日はいいでしょう。よろしくお願ひしたいと。

以上です。

○議長 ほかに。

13番鈴木幸廣君。

○13番 私からも、各学校のコンピューターのほうの整備について、ちょっとお尋ねしたいんですが、小学校、中学校合わせて867台のタブレットを購入するということですが、各家庭の状況、環境、例えばタブレットを持ち帰って学習するときに、各家庭の環境がどうなっているか、そこまで想定していないのか。持ち帰ったときに、各家庭のパソコンに対する環境が整っていないと、宝の持ち腐れになると思うんですけれども、そういった各家庭の環境整備を見ている予算なのか、ちょっと聞きたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 コロナの大きなことがありまして、確かに4月あるいは5月の中で、オンラインによります家庭学習のというふうなことで、大きく話題になっております。ですが、その辺のところは、まだまだ教育分野の範疇としては研究しなければならない分野でありまして、コロナが、例えば2波、3波で、大きな町の発症例が出てくるというふうな中であっても、なかなかそれを、オンラインで結んで授業を配信して、それでオーケーなのかというふうなことについては、いろいろ考えていかなければならないことがあるなど、そんなふうにした次第でございます。

ですので、このたび整備するものについては、基本的には、学校内で全部管理しながら使っていくというふうなことになるかと思えます。そういった中でも、もしも、どうしてもというふうなことであれば、小・中学校であれば、小学校にもWi-Fiの仕組みがありますし、それぞれ交流センターにも、このたびの予算でWi-Fiが整備されていると、公的なところでの整備の中で対応できるのかなど、そんなふうにも思っております。どういうふうな事態になるのか、全部の小・中学校が一斉に休業になるのか、あるいは一つのところで、例えばクラスターみたいなのが起きたとすれば、そこの子供たちにどういうふうに授業を提供していくのかなんていうふうなことについては、様々な研究が今なされているところであるというふうなことです。即、家庭に持って行って動かしていただくなんていうふうなことについては、大きな想定の中には入っておりません。

○議長 13番鈴木幸廣君。

○13番 ということは、取りあえずタブレットを購入して、校舎内での授業に活用していくという捉え方でよろしいんですね。万が一、学校が休業になった際、前回のコロナのときも、休んで、どういった形で教育をしていく、勉強していくというような形が検討されたわけですが、今回、タブレットをせっかくやるんですから、そういったことも研究なさるとおっしゃる、早急にやっていただいて、やっていただいた後で、その環境の設定も、児童・

生徒のご家庭に負担がかからないような施策を取っていただきたいと思うんですが、そういった考えがあるのかどうか、ちょっと伺いたい。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 現時点においては、まず、それぞれの子供たちがパソコンを動かすというふうな状況までいっていませんので、しっかりその辺の底辺を固めた上で、順次、そういった危機的なものに対する対応というものも考えながら、皆様をお願いしていくというふうなことになる、そんなふうに予定しております。

○議長 13番鈴木幸廣君。

○13番 何千万もかけてタブレットを買う、整備するわけでしょう。そうしたとき、やっぱり先々のことを考えていかなきゃ駄目だと思うんですよ。ましてや、今年一年コロナの対応の臨時交付金でやるんだけれども、次の年から維持管理なんかも当然かかってくるわけだから、やっぱりそこら辺までしっかりと対策を取ってから、実際、本当はやるべきだと思うんですが、今回は、買って、校舎内でやるということなので、あまり突っ込まないですけども、そこら辺、先々のことまで考えてやってください。

以上です。答弁要りません。

○議長 ほかに。

7番伊藤寿郎君。

○7番 私からは、事業名が1番ですね、コロナ感染症対策備品整備事業ということで、事業の概要と、どういった備品が必要かということが挙げられておりますし、議決された後には、この備品が入るだろうという進み方になると思います。

ただし、私が申したいことは、このコロナ禍においても、先月の28日、29日の水防団、消防団の方々が、本当に必要なものがなかったということがあったんで、もしこの事業名、そして備品に関しては、ある程度聞き取りがあったりとか、町でこの部分は最低限、コロナ禍における感染症対策でそろえたいというふうな思いで、備品をいろいろ挙げられていたと思うんですけども、やはりコロナ禍でも、水防団の方々が作業するということがありますし、これからそういうことも考えられると思いますので、この事業の概要が分かっている、何々に必要なものに、もし本当に、貸出しができたりとか、必要なものが買えるのかどうかというふうな、もう一度見直しができるのであれば、消防団、前回の作業のときに、やっぱり照明がなくて、暗い思いをしていて、地域整備課のパトロールの方がライトを持っていて、ああいうライトがあればいいなと。ライトがなくて、発電機もなくて、発電機も欲しいなとい

うふうな声もありましたので、もしそういった形で、貸出しができたりとか、共有できるような備品があればいいなというふうに、私も消防団の方も、そのときは見ておったんですけども、もう一度備品の見直しが、議決後、もしできるのであれば、そういった発電機（2台）、ライトなどは書いてありませんけれども、そういったものにできるような工夫をお願いしていただきたいんで、もし所管の課長さんがそういうふうにコメントできるのであれば、コメントいただきたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 答え申し上げます。

まず、今回ご提案申し上げたもの、これはあくまで避難所、しかも今、町のほうで防災計画で避難所設置しておりますが、そちらのほうで不足したものの、コロナ禍ということもあって体温計とか、あとは、もっと言うと、外にテントを張って、入口の段階でコロナの方、ちょっとその辺の診断もしたいと、そういうことの考えもあつての必要な備品として、今回提案させていただきました。

今、議員から大変ありがたい提案をいただきまして、こちら、いわゆる消防力、消防団、こちらのほうの整備でございますんで、そちらのほうの視点で、今回は避難所だけの提案でございますが、今後に向けて勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 実際、水防団の方々が、まずライトがないといったときには、自主防災組織である各センターのほうに一応確認に行つて、僕も一緒に確認に行つて、ライトがないと、誰か持っていないのと。じゃ、ライトじゃなくて照明、発電機持ってきて、しょうがない、当てようよといったときも、両方なかったんで、これは、本当に必要なものがその組織、そして各センターにないんですね。なので、こういうことをもう一度精査した上、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

9番神村建二君。

○9番 9番です。

概要について、針生課長のほうから説明ありましたが、この横判の概要と、さらに、その後ろのほうに縦型の概要がついています。通常ですと、縦型の概要がありまして、それで説

明がなされているところですが、今回は横長で概要の説明がありました。両方比べてみますと、数字的に若干の違いがあるんですが、例えば1ページの2番のW i - F i の環境整備、これ、横判ですと1,175万7,000円になっています。ところが、後ろのほうの概要ですと1,132万5,000円ということで、43万2,000円の差額があると。その下の5番につきましては、同じように横判では52万9,000円、縦判では44万円、さらに、ずっといろいろありますけれども、この差、ただ合計は合っているんですね。合計では4億3,137万9,000円、これ、ぴったり合うんですけども、これはどういうことでそういうふうになったのか、ご説明お願いしたいと思います。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 私が説明させていただいた際に、この縦型の概要について触れずに申し訳ございませんでした。

この縦型の通常説明を申し上げている概要については、歳出、歳入共に性質別の区分で再整理をさせていただいております。例えば、最初にご指摘いただいた歳出の5番の普通建設事業費として性質別に挙げさせていただいている公共施設W i - F i 環境整備事業の工事費としては1,132万5,000円ですが、そのほか、W i - F i を利用する際の様々なソフト的な工事費以外の経費については、この性質別の工事費とは別のその他のところに掲載、記載をさせて、含ませていただいておりますので、横判の概要では、それぞれの事業費として包括して載せてありますので、その差異が生じたのだと思っております。

ご指摘いただきましたので、今後の説明の際は、その辺も加味しながら説明をさせていただきたいと思っておりますので、その違いだということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 9番神村建二君。

○9番 そうしますと、その差額は、縦判のほうのその他というのが確かにございまして、そこに集約されているという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 そのとおりでございます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回川西町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時00分)